

## 不正行為及び不正使用防止計画の策定

公益財団法人榊原記念財団では、公的研究の適正な運営および管理を行うため、公的研究不正防止計画を次のように策定することとする。

### I、運営管理体制

1. 最高管理責任者 理事長
2. 統括管理責任者 附属臨床研究施設長
3. コンプライアンス推進責任者 附属研究所・附属研修所所長

### II、不正行為及び不正使用防止計画

#### 1. 責任体制の明確化

不正発生の要因	防止計画
時間が経過することにより、責任意識が低下する	随時、各責任者に対し責任体系の啓発を促し、意識の向上を図る

#### 2. 適正な運営及び管理の基盤となる環境の整備

不正発生の要因	防止計画
公的研究費の事務処理手続きに関するルールが理解されていない	随時、各責任者に対し責任体系の啓発を促し、意識の向上を図る
・ コンプライアンスに対する関係者の意識が希薄である ・ 公的研究費の原資の大部分が税金によってまかなわれていることに対する意識が欠如している	・ 不正防止に対する取組みを徹底し、コンプライアンス意識の向上を促す ・ 研修を行い、参加を促す ・ 不正行為、不正使用を行わない旨の誓約書を提出させる ・ 不正行為、不正使用を行った場合、氏名を公表することを基本とし、厳しい処分をおこなう

#### 3. 不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定および実施

不正発生の要因	防止計画
不正防止計画を策定・実施したにもかかわらず、不正事案が発生する	不正事案の調査から明らかになった不正発生の具体的な要因について、その再発防止策を検討し、不正防止計画に加える

4. 公的研究費の適正な運営および管理活動

不正発生の要因	防止計画
<p>予算執行状況が適切に把握されていないため、年度末に予算執行が集中する等の事態が発生する</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 研究計画に基づき、定期的に予算執行状況の確認を行うとともに、必要に応じ改善を求める</li> <li>・ 特に執行率の悪い研究者に対してはヒアリングを行い、研究費の繰越し、返還等の指導を行う</li> </ul>
<p>発注段階での財源特定がなされていない</p>	<p>執行状況を的確に把握するため、発注段階での財源特定を徹底するよう、説明会・研修等で指導・注意喚起を行う</p>
<p>取引業者が研究者と必要以上に密接な関係をもつことが癒着を生み、不正な取引に発展する</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 相見積比較をし、発注は研究者本人がしない</li> <li>・ 不正使用防止に関するリーフレットを作成、配布することにより、どのような行為が不正に当たるかを業者にも認識させる。また、架空伝票の依頼があった場合、直ちに通報することを要請する</li> <li>・ 取引数の多い業者については、不正経理に協力しない旨の誓約書を提出させる</li> </ul>
<p>旅行事実の確認が不十分であるため、架空伝票操作による納品や預け金が防止できない</p>	<p>出張報告書及び出張の事実を証明するエビデンスの提出を義務化する</p>
<p>発注物品の検収確認が不十分であるため、架空伝票操作による納品や預け金が防止できない</p>	<p>発注するすべての購入物品について、監理部が納品確認を行う</p>
<p>研究と直接関係ないと思われる物品を購入している</p>	<p>監理部による納品確認の際、疑義が生じた物品については購入目的の確認等を行う</p>

5. 情報の伝達を確保する体制の確立

不正発生の要因	防止計画
通報窓口がわかりにくいため、不正が潜在化する	通報窓口は、ホームページ等で周知し、さらに不正防止を推進するポスターを掲示し、通報者の保護や通報窓口、相談窓口について周知徹底を図る
使用ルール等の統一が図られていないため、誤った解釈で経費が執行される恐れがある	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 監理部に設置した相談窓口において、研究者等からの相談や質問を受け付ける。また、Q&amp;A集等を作成し、イントラネットにより周知することにより、経費のより適正な執行を図る</li> <li>・ 使用ルールの説明会を開催し、関係者の出席を義務づけ、公的研究費の取り扱いに関する理解度チェックを実施する</li> </ul>

6. モニタリングの充実

不正発生の要因	防止計画
不正防止を推進するため体制の検証及び不正発生要因に着目したモニタリングが不十分であるため、不正発生のリスクが存在する	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 監査体制を充実させ、通常監査や特別監査や抜き打ち検査を実施できる体制を目指す</li> <li>・ 監査担当者は、不正防止担当者と連携し不正防止の検証を行い、リスクの除去・低減を図る</li> </ul>

Ⅲ、不正防止計画の点検・評価

公的研究費使用にかかわる不正を発生させる要因の把握に努め、不正防止計画について点検・評価を行い、見直しを図る。

平成 28 年 5 月 27 日作成

平成 30 年 9 月 1 日改訂

令和 3 年 4 月 1 日改訂

令和 4 年 4 月 1 日改訂